

令和3年8月17日  
危機対策課 嶋田 内線 3610  
直 通 076-225-1310

前回のまん延防止等重点措置(令和3年5月16日～6月13日)  
にかかる過料について

前回のまん延防止等重点措置(令和3年5月16日～6月13日)において、  
新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項の規定に基づく営  
業時間変更の命令に違反し、過料事件として裁判に通知した9店舗のうち  
1店舗について、過料に処することが決定されましたので、お知らせします。

なお、残る8店舗については過料に処することが決定されたことを把握し  
ましたら別途お知らせします。